

スクラム

2023年4月号
第216号

編集・発行

「スクラム」編集部

〒732-0057 広島市東区二葉の里 1-3-16 スクラムユニオン・ひろしま

TEL/FAX 082-264-2310 scrum_u34@ybb.ne.jp 郵便振替 01310-1-65053

銀行振り込み先 もみじ銀行 三篠支店 普通 口座番号 1820186

有田ゆうこさん、山内まさあきさん 当選おめでとう！



広島市議会選挙において、スクラムユニオン・ひろしまが推薦した、社民党の有田ゆうこさんと山内まさあきさん両候補が見事に当選されました。当選おめでとうございます。

今回、特に、有田ゆうこさんの選挙戦に対しては、選挙対策委員会から参加して支援してきました。スクラムユニオン・ひろしまの執行委員や組合員の協力のもと、一万4千枚の地域ビラ配り、社民党福島党首の応援演説手伝い、選挙チラシへの印紙貼り、有田ゆうこさん講演会への出席など、組織としてできる限りの応援をしてきました。それだけに、当選の報せを聞いたときには格別にうれしさがこみ上げてきました。

有田ゆうこさんは、広島県が広島駅北口に、県病院などを含む8つの大病

院を統廃合・移転する、「新病院基本構想」を公表したことに対して、断固反対を訴えてきました。県病院は、広島市南区住民にとって長年にわたり市民の安心、生活を支えてきた基幹病院であり、絶対に必要です。有田ゆうこさんが、県病院移設に絶対反対を訴え、いのち・くらし最優先を掲げたことが南区住民に通じたのだと思います。その結果が当選という形で表れました。さらに言えば、岸田内閣が庶民の生活を顧みず、軍事予算のみを倍増し、軍拡路線を歩んでいることに対して、草の根から平和と生活を守るとい訴えが浸透した結果と言えます。

今後とも、スクラムユニオン・ひろしまは、有田ゆうこさん、山内まさあきさんを、応援していきたいと思ひます。

23春闘報告

西部リサイクルプラザ エイジトレーディングとの賃上げ交渉

今年の入札で、再度落札したエイジトレーディングとの賃上げ交渉を行った。スクラムユニオンとしては、昨今の物価上昇、並びに広島県の最低賃金が31円引き上げられたことなどを受けて、一律時給100円UPを要求した。同時に、過去まったく変わっていない交通費の80円UP（これまで320円/1日を400円/1日に）するよう要求した。会社側回答としては、落札価格として1トン当たり1万3千円の売り払い契約（消費税含まず）を取ったこともあり、賃上げの原資が非常に乏しい、職場を確保したことを考慮してもらって、一律30円UPでこらえてほしいというものであった。確かに、消費税込みで1トン当たり1万5千円ぐらゐを市役所に払うとなると、年間4億5千万円（広島市の年間の資源ゴミ総量を3万トンと見込んで）を支払わねばならなくなる。ウクライナ戦争の余波を受けて金属の価格が高止まりしているとは言え、これだけの利益を生み出していくことはかなり大変である。時間給30円のUPでも月額にすれば5000円近くになるので、これで妥結した。交通費は一律20円のUPであった。

われわれは最低賃金を1500円にすることをめざしている。その水準からすれば、西部リサイクルプラザで働く労働者の平均賃金はまだまだ低い。平均して1225円/hである。今後とも賃上げ交渉を通じて、時給1500円を実現していきたいと思ひう。

本四バス 23春闘 一律5千円の賃上げ勝ちとる!!

1. 分会アンケートで物価上昇を上回る賃上げを要求

2月9日、分会会議において、組合員の意見を聞き、23春闘要求アンケートの結果を要求書として取りまとめた。

要求は、物価高騰の折、生活を防衛するために、組合員の平均基本給に広島市の消費者物価上昇率4.7%をかけた一律8,000円の賃上げをすること。一時金については、現行の夏季1.5ヶ月、冬季1.5ヶ月

分を維持することとした。

また、退職金制度の改善については（１）６５歳定年制を導入し、退職金算定の基礎となる勤続年数計算の終期を６５歳とすること（２）無期転換となった組合員の採用日から無期転換（２０１８年１０月１日）となった日まで支給される特別加算金の増額などを要求した。その他に、無事故手当月額５千円の新設やキロ手当の改善を要求した。

３月６日の団交で、２３春闘要求書を提出し、組合として要求根拠を説明した。会社は、４月１０日の第２回交渉で２～７千円までの間で賃上げ有額回答をすることを約束した。

2. 昨年の千円を上回る賃上げ回答

４月１０日の団体交渉の結果、基本給について、会社は一律５,０００円の引き上げを回答した。われわれは要求額との差があるものの、厳しい経営状況下でこの回答を引き出したことは一定の成果と判断し、これを受け入れた。

また、年間賞与の現行の夏季１．５ヶ月の確保、冬季１．５カ月支給維持を基本的に会社に確約させ、さらに業績次第では期末賞与支給の可能性があると回答を得た。退職金制度の改善要求については、今後プロジェクトチームで継続して労使で検討することを確認した。

２３春闘は昨年を引き続き、コロナ禍により営業収益が戻らない厳しい経営情勢の中での闘いとなった。このなかでも分会会議を開催し、組合員が春闘要求について討議を重ね、物価上昇を上回る賃上げをめざし一致団結して団体交渉に臨んだ。その結果、基本賃金の５千円引き上げを勝ち取ったのは大きな成果である。

結婚しているのに配偶者として認めない国

ブラジル人カップルに起きている問題

執行委員 尾坂紀生

Ｙさんは出雲村田製作所に勤務している。自宅でケガをしまい休職中である。傷病手当を申請して生活している。

ＪさんはＹさんの「配偶者」であり、二人は「性の違いを問わないカップル」と言える。「性の違いを問わないカップル」と表現したのは試案的表現である。多くの人が「同性婚」という言い方をしているが、世の中の人々の性は正確に言うとグラデーション（千差万別）、一見「同性婚」のように見えても本当はちがっているカップルもあると思うからだ。本人たちが一番納得できる表現をしたいが、本音を語ってもらえるほどの信頼関係もまだ築けていない。もしかすると本人たちの選択する表現さえ固定観念にとらわれているケースも考えられる。とりあえずの表現として「性の違いを問わないカップル」とした。

ブラジルでは２０１３年に、この二人のような人同士の結婚が法的に認められた（２人は２０１７年に結婚）。だが、日本では現在も自民党などの根強い抵抗にあつて法的に認められていない。４年前、２人は

「正式な」配偶者同士として来日した。Jさんの現在の在留資格は「特定活動」となっている。このビザでは通常の労働は許可されない。これでは生活できないので、以前からずっと市役所や入管に働けるビザになるように要望し続けている。入管は、この切実かつ当然の要望を拒否しつづけてきたが、やっと今年「1か月に28時間働ける」という許可が出た。一瞬「1週間に」じゃないのか?と思ったが、やはり「1か月」だった。何だこれは!死ねってことか!である。

その上、JさんはYさんの社会保険の被扶養者にもなれない。Yさんは会社の社会保険=けんぽ組合の組合員だが、Jさんはその被扶養者として認められず国保に入るしかない。被扶養者として認められるようにスクラムユニオンに助けを求めてきた。そして、Yさんはさっそくユニオンに加入した。もちろん、ユニオンとしてもこの問題にとりくむことになった。

また、2人は日本の永住権を取りたいとのこと。上記の情勢からして壁はきわめて高く厚いだろうと予想される。だが、これもユニオンとして取り組む。壁が高く厚くとも彼らとともにたたかうことがユニオンのあり方だ。

Jさんはブラジルではレストランのシェフだった。その夜の私たちの食事はJさんが作ったものだった。ブラジルの焼肉シュハスコの乗った焼肉弁当を食べたが、格別うまかった。

スクラムユニオンは、まず価値ある他者として私たちの前に私たちを信頼して現れてくれた二人の信頼をもっと得なければならぬ。その営為を繰り返しながら、共に彼らが日本人と平等・公正に暮らせる権利や環境を獲得していかなければならぬ。

外国人技能実習制度の廃止へ

委員長 土屋信三

4月11日の新聞報道で、技能実習制度の廃止、新制度へという大きな見出しが一面を飾った。技能実習制度の廃止はわれわれ自身が長年訴えてきたことであり、もし実現するならば、それは喜ばしいことである。しかしながら、政府有識者会議が明らかにした中間報告書たたき台を見る限りにおいて、そんなに手放して喜べるような内容ではない。むしろ、看板をすげ替えるだけで本質的な改善には結びついていないというのが実感である。

そもそも、技能実習制度が「現代の奴隷制」「3年間の人身売買」と呼ばれてきたのは、次のような根拠があった。ひとつは、労働者としての基本的な権利である就労の自由、移動の自由が認められていないことである。しかも、細分化された職種限定となっており、それ以外の職種に就くことができない。ふたつには、送り出し機関と受け入れ監理団体を通じなければ就労できず、実習生たちは莫大な借金を抱えて来日せざるを得ない。これは「債務奴隷」として縛り付けられることを意味する。そのため「帰国させるぞ」という脅しが恐怖となつてのしかかるのである。例えば、暴力を振るわれたり、賃金を支払われなかったり、あるいはセクハラを繰り返されたりなど、どんなに悪質な事業主のもとに配置されても、逆らうことができない。三つ目には、この実習制度そのものが巨大な利権構造となっている

ことである。送り出し機関もそうだが、ブローカーが介在し、来日するまでの費用として多額のお金が要求される。また、受け入れ監理団体も名目上は非営利とされているが、実際には事業主から一人当たり月に3万円から5万円も徴収している。200名の実習生を抱えていれば、月に600万円から1千万円がフトコロに入るようになっている。年間では1億円以上の収入があることもめずらしくない。

中間報告には、これらの根拠を一掃するような抜本的な改善は見受けられない。そこにあるのは、特定技能と実習制度を混ぜ合わせたような中途半端な提言だけに過ぎない。これでは実習制度を廃止することにはならない。転籍の自由を制限付きで認めようとか、人材育成の側面も残して、1年間は転籍できないようにするとか、小手先の提言にとどまっている。そうではないのだ。

まっとうな移民制度を創り上げよう！

外国人労働者を生きた人間として迎え入れることである。そのためには、家族帯同は当然ながら、彼らが日本に定住するための社会保障、教育の保障（日本語教育も含む）など、日本人が当たり前の権利として享受しているものを保障しなければならない。困ったときなどの母国語相談窓口の設置なども求められる。さらには、来日するにあたっての制度上、ブローカーを徹底的に排除すること、公的な機関による就労支援などを整えていく必要がある。安価な労働力として利用して、期間限定で母国に送り返し、社会的負担をしないなどというエゴイスティックなことが通用するはずはない。日本社会に定住し、ともに日本社会を創り上げていくような制度設計をしなければならない。

実習実施者は泉鋼業株式会社 監理団体はワールドリンク

スクラムユニオンに一通のメールが届いた。電話連絡すると、フィリピン人実習生が困っているのを助けてくれないかという相談であった。場所は香川県高松市であった。

フィリピン実習生のRさんの状況

2月上旬から高熱が出て、おなかが痛かった。「病院に連れて行ってほしい」と訴えたが、「あとでね」と言われ、無視された。その後、会社の部長に病院に連れて行ってもらったが、言葉がうまく通じず、放置される。体調が悪く、ご飯も食べられず、10kg痩せた。先輩にメールで「休みます」と伝えたが、会社も監理団体も様子を見に来なかった。

3月12日、病院でコロナとインフルエンザの検査を受ける。そのとき、保険証が取り上げられていて、実費で受けた。肺にカゲがあり、結核か、悪性リンパ腫の疑いがあると言われた。1か月間、熱と痛みをがまんして仕事をしていた。3月15日まで仕事をしていた。その後、3月25日まで有休を使って休んでいる。27日からは傷病手当で休むつもりとのことであった。

状況からして、放っておけないので、3月24日に高松市に向かった。支援者のIさんと通訳のSさん、Rさん本人と会って話を聞いた。すると、病気を放置されているだけではなく、暴力事件などの話があった。具体的には、去年の夏、社員から殴られるという暴力事件があった。クレーンを操作してい

て、ストップをかけたら下に人がいた。日本人の社員はずっと見ていただけで、注意も何もなかった。自分が間違うのを待っていた感じがすると R さんは言っていた。ヘルメットがとれるぐらい思い切り手でたたかれた。こういうことは日常茶飯事で、よくある。みんな我慢している、ということだった。また、寮が社内にあるため、いつも監視されている。普通の生活ができない。勝手に出歩いたらクビになるなどという脅しがいつも言われる。外に行くのは、買い物ぐらいしかない。人権を無視した状況が次々と浮かび上がった。さらには、健康保険証、パスポートも取り上げられ、在留カードも取り上げられていた。実習機構に訴えて、今は取り戻すことができている。

R さんの希望としては、「病気を治して会社を変わりたい。これだけです」という訴えであった。

最高裁 ベトナム人元技能実習生に逆転無罪判決 死産児遺棄の罪

スクラムユニオン・ひろしまがベトナム人元技能実習生ヴォットさん（乳児死体遺棄事件で 2022 年 5 月に実刑 3 年執行猶予付きの判決を受けた）の支援に当たっていた同じ時期に、熊本県では、双子の赤ちゃんを自宅に遺棄したとして、死体遺棄の罪に問われたベトナム人の元技能実習生リンさんの裁判が進行していた。リンさんは、技能実習生だった 2020 年 11 月、死産した双子の赤ちゃんの遺体を段ボール箱に入れて芦北町の自宅に放置したとして死体遺棄の罪に問われた。

死産したあとの行動が死体遺棄罪の「遺棄」に当たるかが争点で、3月24日の判決で、最高裁判所第2小法廷の草野耕一裁判長は「習俗上の埋葬とは認められない形で死体などを放棄したり隠したりする行為が『遺棄』に当たる」という考え方を示した。

そして、リンさんの行為について「自宅で出産し、死亡後まもない遺体をタオルに包んで箱に入れ、棚に置いている。他者が遺体を発見するのが難しい状況を作り出したが、場所や遺体の包み方、置いていた方法などに照らすと、習俗上の埋葬と相いれない行為とは言えず、『遺棄』には当たらない」と判断し、1審と2審の有罪判決を取り消して逆転で無罪を言い渡したのだ。

裁判官 4 人全員一致の結論だった。孤立出産に問われた女性、しかも日本では立場の弱い技能実習生という中で、最後まで果敢に司法に挑んだ姿が世論を動かした。

技能実習生の立場は、ヴォットさんもリンさんも同じだ。妊娠したら現場の即戦力にならないため帰国させられる。帰国させられたら、日本に来る前に背負った借金が返せないため、周囲に妊娠を告げることができない。こうした悪循環が技能実習制度に蔓延っているため、2 人とも孤立出産に追い込まれてしまった。

リンさんが無罪になったことは、非常に画期的だったと思う。技能実習制度がいかに個人の人権を奪っているかを明らかにする事件でもあった。制度はその名を変えていくかもしれないが、外国人を雇用する別のルールが敷かれるに過ぎない。日本社会が外国人労働者たちを孤立させない、共に生きる仲間として向き合うきっかけになればよいと心から願う。

闘争短信

不当労働行為救済命令取消訴訟における不当判決

執行委員 小林さゆり

2023年3月27日、処分行政庁である広島県労委の不当労働救済命令を取消するという驚きの判決が下された。「スクラム」第213号に掲載した特定非営利活動法人エス・アイ・エヌ事件の救済命令取消訴訟の判決である。

判決文によると小林組合員の懲戒解雇には、反組合的動機はなく交通費の不正受給を決定的な動機とした懲戒解雇であることから不当労働行為に該当せず、野村組合員の解雇は雇用関係の基礎となる信頼関係が破壊されたこと等を理由としてなされた解雇であり、本件組合への嫌悪が決定的な動機となってされたものとは認められない。またバックペイ命令については、処分行政庁に与えられている裁量権を逸脱・濫用したものであり違法であるとまで書かれている。

原告であるエス・アイ・エヌの主張を全て正しいものとし、県労働委員会での一年にわたる審理の経過、証拠等は何も検証されていない判決である。いったい何故このような判決に至ったのか裁判官の意図するものは何なのか？これは労働者の団結権を真っ向から否定することを意図したものである。司法の反動化、軽薄さが言われて久しいが、それでもなお、ここまで経営側の言い分のみを取り入れた判決文は見たことがない。

いずれにしてもこれは完全なる不当判決である。社会福祉といえども、私たちはボランティアではなく福祉サービスにたずさわる仕事に従事している一労働者あり、団結権を侵害するような行為は絶対に許されるものではない。断固として闘わなければならない。

もちろん広島県労委は、高裁へ控訴することを決めている。労働者の権利・団結権を守るためにも、逆転勝訴を勝ち取るべく闘っていきたい。

団交を拒否する(株)インシップス 不当労働行為救済申立

Aさんは(株)インシップスで社長に次ぐナンバーツーの立場で、ドコモ代理店の法人マネージャーとして長年法人責任者を担っていた。

2022年9月、Aさんは、社長による社員に対するパワハラ・セクハラ問題を会長へ告発した。パワハラ・セクハラを受けていた社員は、それ以降は社長からのハラスメントを受けなくなった。

その後、社長はAさんを法人営業責任者の任から解き、新規訪問というAさんの能力や経験とかけ離れた程度の低い業務を強要した。これは、いやがらせ以外の何物でもなかった。Aさんはスクラムユニオンに相談に来て、ただちに加入した。

スクラムユニオンは団体交渉を申し入れ、2023年2月に2回の団交を行ったが、会社側出席者は親

会社と称する(株)イーエス企画管理部の堀昌明と交渉権限を持たない会社の M であった。代表取締役でハラスメント当事者でもある社長は二度とも出席しなかった。

堀は、A 組合員を法人営業責任者の職務から外すという事実上の降格処分について、その理由を聞いても一切合理的な説明をせず、「総合的に判断して決めた人事だ」と繰り返した。堀は、スクラムから書面で要求を出したら、書面で回答すると約束した。

そのため、3月10日付要求書を作成し、誠実に団体交渉に応じるよう会社に申し入れた。この要求書には、「A 組合員が社長から受けたハラスメントの事実」をまとめた文書を添付した。早急に調査を行い、その結果を踏まえ、社長の謝罪、会社としての再発防止策の実施等を求めた。

ところが、これに対して会社は、3月24日付回答書で「調査の結果、ハラスメント行為の事実は確認されませんでした」との一言だけで、すべての要求を拒否した。さらに「本回答をもって貴組合との交渉を終了させていただきます。」などと団体交渉の終了を通告した。

3月30日には「議題とされている件につきましては、前回の回答をもって、交渉を終了させていただきました。今後、これ以上の回答を行う予定はございません。」というメールを送り付け、団体交渉の終了を宣言した。

これは、団交拒否という典型的な不当労働行為である。組合は、会社の行為は、不誠実団交および団体交渉拒否にあたるとして、不当労働行為救済申立ての準備を進めている。組合は(株)インシブスの不当労働行為を許さず最後まで闘う。

スクラムユニオン・ひろしまの活動報告と予定

3 月の報告 (一部抜粋)	4 月の予定 (一部抜粋)
1日 リキさん裁判不当判決	1日 高松フィリピン実習生相談
5日 23春闘西日本討論集会	2日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会
6日 せら興産団交・本四バス団交・省庁交渉	9日 中労委北口氏来広
7日 出雲相談会・エイジトレーディング団交	10日 本四バス団交・実習生ネット
9日 毎日新聞取材・CUNN 全国運営委員会	14日 実習生団交
10日 中国帰国者の会・県労協幹事会	19日 帰国者2世の会
11日 3-11集会・デモ・ビラ配布	20日 ふれあい学習会
13日 実習生ネット事例検討会・山陽団交他	23日 NPO 事務局会議
14・15日 出雲労働相談・フジアルテ、アバンセコミティ	24日 泉鋼業団交 (高松)
16日 高田運送団交・イワモト労働代表打ち合わせ	25日 ダイハツメタル団交
23日 フジアルテ事務折衝・ふれあい学習会	5/1 メーデー
24日 フィリピン実習生相談 (高松)	5/3 憲法集会
26日 NPO 事務局会議・帰国者の会 他	5/7 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会 他